

# BELS 評価書

## 申請者の連絡先


宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

## 申請者の氏名又は名称

※複数申請者の場合は、別紙に記載されます。

仙台市長 郡 和子

下記の建築物に関して、BELS 評価業務方法書に従って評価を行った結果について証します。  
なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過などによる変化がないことを保証するものではありません。

建築物の所在地	地域区分	5	評価結果	
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号			 <p>この建築物の 設計一次エネルギー消費量 556MJ/(㎡・年)</p> <p>55%削減</p> <p>← 少ない 多い →</p> <p>一次エネルギー消費量基準 適合</p> <p>外皮基準</p> <p>経済基準 (40%削減) 1,260MJ/(㎡・年)</p> <p>省エネ基準 1,507MJ/(㎡・年)</p>	
名称				
仙台市役所本庁舎				
建築物に関する基本的事項				
階数	地上15階 地下2階	構造		鉄骨造 一部 鉄骨鉄筋 コンクリート造、鉄筋コンクリート造
延べ面積	64,156.15㎡			
新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)			2031年3月31日	
申請対象部分に関する基本的事項				
用途	事務所 (庁舎)			
改修の竣工時期 (※1)				

(※1) 申請対象部分を改修する場合のみ記載されます。

## 評価結果

### ■一次エネルギー消費量基準

評価手法 (※2)	非住宅部分	通常の計算法 (平成28年基準)	住戸部分 (共用除く)	対象外
BEI の値 (削減率) (※3)	新築 (改修後等)	0.45 (55%削減)	改修前	
単位面積当たりの 一次エネルギー消費量 (MJ/㎡・年)	設計値 (その他除く)	556	設計値 (その他含む)	803
	基準値 (その他除く)	1,260	基準値 (その他含む)	1,507

### ■外皮性能基準

評価手法 (※2)	非住宅部分	通常の計算法 (平成28年基準)	住戸部分 (共用除く)	対象外
外皮性能	非住宅部分	—	住戸部分	—


(※2) 平成28年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号) に基づく基準をいいます。

(※3) 削減率とは、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) の基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) からの削減率をいいます。

## 特記事項

■「ZEB マーク」又は「ZEH マーク」、「ゼロエネ相当」、「ZEH-M マーク」に関する事項	ZEB Ready
再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)	54%削減
再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)	

(※4) 設計・基準一次エネルギー消費量は、「その他エネルギー消費量」を除きます。また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含まれます。住宅の場合、再生可能エネルギーは再生可能エネルギー等とし、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆流によるエネルギーをいいます。

評価書交付年月日	2024年3月28日	
評価書交付番号	002-01-2024-00026	
評価機関名	一般財団法人日本建築センタ 評価員氏名 高橋 徹	



評価結果(詳細)							
■設備毎の単位面積当たりの一次エネルギー消費量について (MJ/㎡・年)							
非住宅部分 (※5)	設備項目	空気調和設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用効率化設備
	設計値	313.78	57.02	87.85	73.70	38.06	15.18
	基準値	592.06	167.05	320.31	53.55	126.65	
住戸部分	設備項目	冷房設備	暖房設備	換気設備	照明設備	給湯設備	エネルギー利用効率化設備
	設計値						
	基準値						
共同住宅等の 共用部分(※6)	設備項目	空気調和設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用効率化設備
	設計値						
	基準値						

(※5) 非住宅の評価手法がモデル建物法の場合は、「設計値」にB E I値が表示されます。また、「設備項目」に「エネルギー利用効率化設備」とあるのは「太陽光発電設備」となります。

(※6) 「エネルギー利用効率化設備」の「太陽光発電設備」は自己消費量を対象としています。

## 参考情報

### ■二次エネルギー消費量に関する項目(※7)

#### ・設計二次エネルギー消費量

太陽光発電による削減量(※8) :

コージェネレーションによる削減量(※9) :

電力(買電量)(※10) :

ガス: 灯油:

#### ・基準二次エネルギー消費量(※11)

電力 :

ガス: 灯油:

(※7) 申請対象部分に住宅部分(共用部分を除く)が含まれ、かつWEBプログラム Ver.2.4.2以降の計算結果が提出された場合に表示されます。

WEBプログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」をいいます。

(※8) 太陽光発電による発電量のうち、売電を除く自己消費量をいいます。

(※9) コージェネレーションによる発電量をいいます。

(※10) 総電力から、(※8)及び(※9)を差し引いた電力をいいます。

(※11) 基準二次エネルギー消費量は、Jクレジット制度方法論番号 EN-S-039 Ver.5.0「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」に基づき算出しています。

### ■特記事項補足

- ・該当項目なし

### ■その他の項目(申請者からの情報提供に基づいて記載した事項であり、評価に基づくものではありません。)